



キミと一緒に、育っていきたい。
Komaki

中学校部活動休日の 地域移行について

令和4年10月

小牧市 文化・スポーツ課

小牧市教育委員会 学校教育課

(公財)小牧市スポーツ協会

こまき市民文化財団

1. 部活動の意義と課題

■ 意義

- ・ 教科学習と異なる集団での活動を通じた人間形成や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ・ 生徒の文化芸術等やスポーツに親しむ機会を確保。
- ・ 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

■ 課題

- ・ 少子化による生徒数の減少に伴い、部活動を継続できない地域がある。
- ・ 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな負担となっている。
⇒教師の長時間労働の要因に

- 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」 (令和2年9月)
- 「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」 (令和4年6月) 参考1
- 「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」 (令和4年8月) 参考2

2. 目指す姿

少子化の中でも、将来にわたり小牧市の子どもたちが文化芸術やスポーツに継続して親しむことができる機会を確保する。

- 子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域と連携して（地域人材の活用）多様な文化芸術やスポーツの活動機会を確保
- 休日に教師が、部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
 - ・学校の働き方改革を推進
 - ・学校教育の質の向上

3. 令和7年度以降の休日部活動のイメージ

小牧市がスポーツ・文化団体、大学、民間事業者と連携

指導者の派遣

○○中学校地域部活動委員会

◇◇中学校地域部活動委員会

バスケットボール

サッカー

ソフトボール

演劇

自分の学校にサッカー部、演劇部がない

自分の学校にソフトボール部、バスケットボール部がない

○○中学校生徒

◇◇中学校生徒



4. 改革の方向性

○学校部活動から地域部活動へ

まずは、中学校の休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする。

➡平日と休日の部活動の一体的かつ円滑な運営のため、地域の実情にあわせて、平日の部活動についても将来的に地域移行を進める。

○生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む

連携部活動による実施

○地域の文化芸術団体・スポーツ団体等と学校との連携・協働の推進

小牧市スポーツ協会、加盟競技団体やこまき市民文化財団、文化協会等と連携して指導体制の充実を



5. スケジュール (案)

- 目標時期：令和5年度から段階的に実施し、令和7年度を目途に移行
- 令和5・6年度：モデル校（単独校、複数連携校）による先行実施
- 令和7年度以降：中学校の部活動の地域移行の実施

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度以降 |
|--------|-------|-------|---------|
| 小牧中学校 | ➡ | | ➡ |
| 小牧西中学校 | | ⇒ | ➡ |
| 北里中学校 | | | ➡ |
| 応時中学校 | | | ➡ |
| 味岡中学校 | | | ➡ |
| 岩崎中学校 | | | ➡ |
| 桃陵中学校 | ➡ | | ➡ |
| 篠岡中学校 | | ⇒ | ➡ |
| 光ヶ丘中学校 | | ⇒ | ➡ |

資料4
令和4年度
中学校部活動
の現状



6. 地域部活動の運営主体（案）

○小牧市が運営主体となり（仮称）○○中学校地域部活動運営委員会を新たに組織し、各委員会に指導者を派遣する。

- ・指導者、PTA、校長、教頭、学校開放運営委員等を中心に、地域部活動運営委員会を設立し、生徒の文化やスポーツの機会を確保
- ・委員会は、各地域部活動を所管し運営

○**学校、地域、文化・スポーツ団体等が連携し、一体的な運営体制**
地域移行により、休日の部活動を地域へ丸投げするのではなく、地域、学校、行政が連携して運営

○**委員会は指導方針、活動内容を策定**
平日の学校部活動との調整機能や個々の部活動の方向性を確認・調整

○**適切な対価の支払い**
これまでの民間指導者派遣（教師による顧問のサポート）とは異なり、自らが顧問として責任をもって指導を行う人材の確保する。

7. 指導者（1）

課題 指導者の量の確保

- ・ 専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。
- ・ 教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域での部活動指導を強く希望する者もいる。

対応

○指導員登録制度の充実

民間指導者や小牧市スポーツ協会・加盟競技団体、こまき市民文化財団・文化協会等と連携して、広く競技等の経験者や指導実績のある者を募集する。

○教師の兼職兼業に係る運用ルールの整備

指導を希望する教師は、休日においても地域の指導者として指導に携わることができる。



7. 指導者（2）

課題 指導者の質の保障

- ・ 専門性や資質・能力を有する指導者を確保していく必要がある。
- ・ 技術的な指導だけでなく、生徒の安全の確保やメンタルケアなどが求められ、継続的に質を担保するためフォローしていく必要がある。

対応

○指導者スキルアップ研修の充実

小牧市スポーツ協会、こまき市民文化財団等と連携し、指導者の資質向上を図る。

令和3年度実績

スポーツ栄養学、スポーツ心理学、セルフストレッチ、トレーニング論

○部活動の教育的意義

学校の教育方針や部活動の教育的意義を理解するため、教育委員会による生徒指導に関する研修を実施。

8. その他の課題（1）

| 課題 | | |
|-------------|---|--|
| 活動場所・用具等の確保 | 学校部活動でなくなることから、活動場所を自身で調達する必要がある。 | 過度な負担増とならないように、学校体育施設開放事業を見直しする。学校を公共施設として切り出していくか。 |
| | 学校部活動でなくなることから、用具等を自身で調達する必要がある。 | 過度な負担増とならないようにする必要はあるが、学校部活動に準じる活動として無償で貸与及び利用できるものとしてよいか。 中心校の生徒活動費を充てることはできないのではないか。 受益者負担とするか。 集金・購入は運営委員会が行うのか。 |
| 活動の制限 | 熱意をもって指導するあまり、活動時間が長くなり、生徒の健康を害する心配がある。 | 原則、土日のうちどちらかは休養日とするか。 |

8. その他の課題（2）

| 課題 | | |
|--------|--|--|
| 大会のあり方 | 大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められないものがある。 | 中体連等の参加資格等に従う必要があるが、今後見直しも検討されている。 |
| 保険のあり方 | 地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。 | スポーツ安全保険に加入（本人負担） ※災害共済給付と同程度の補償となるように国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。 |



8. その他の課題（3）

| | 課題 | |
|------------|--|---|
| 緊急対応と責任の所在 | 生徒や指導者が怪我や事故等にあった時の対応 | 責任の所在は、運営主体である小牧市（地域部活動運営委員会）であるが、活動中の事故等については、応急対応からその後の対応等について、指導者、学校、保護者、教育委員会がそれぞれ役割を事前に確認し、連携して対応する。地域部活動運営委員会を取りまとめる全体協議会が必要では？ |
| 会費のあり方 | <ul style="list-style-type: none">・受益者負担の原則から、一定程度保護者に負担してもらう必要がある。・会費負担が大きすぎると、参加を躊躇することがある。 | ※指導者への謝礼は過度に負担を増加させることになるため、行政負担とする。その他、保険料等を含めた会費 |